



暮らし・環境(ごみ・し尿・環境・ペット・埋火葬)

ごみ・リサイクル

問 住民課 環境衛生係 ☎37-0335 FAX52-6189

👉 ごみの出し方

「ごみカレンダー」などでお住まいの地区の収集日を確認してください。

また、必ず各地区の指定された収集場所へ定められた日時までにお出してください。変更する場合は、別途お知らせします。

直接搬入する場合

搬入先: 脊振広域クリーンセンター

| 区分 | 単位 | 手数料 |
|----------|---------|------|
| 家庭系一般廃棄物 | 10kgあたり | 75円 |
| 事業系一般廃棄物 | 10kgあたり | 150円 |
| 小動物・死骸 | 一体あたり | 400円 |

👉 ごみ袋・粗大ごみ

ごみ袋については、町指定のものを小売店で購入して使用してください。分別方法については、役場から配布されるごみカレンダーをご確認ください。

👉 吉野ヶ里町リサイクルセンター

吉野ヶ里町リサイクルセンターでは、新聞・広告・雑誌・雑紙・ダンボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・トレイ・古着・廃食用油(動植物性油)・乾電池・ペットボトル・ペットボトルキャップを回収し再利用再資源化を行う事業者等に引渡しをしております。

👉 不用なパソコンの処分(リサイクル)について

ご家庭で不用となったパソコンを処分する場合は、「宅配便による回収」または「パソコンメーカーによる回収」のいずれかにより行ってください。

宅配便による回収⇒リネットジャパンリサイクル(株)
<https://www.renet.jp/>
メーカーによる回収⇒(一社) パソコン3R推進協会
<https://www.pc3r.jp/>

👉 家電リサイクル(洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)

家電リサイクル法に基づく処分が必要です。

①新しい製品に買い替える場合

購入する販売店で引き取り依頼をする。

収集・運搬料、リサイクル料金が別途必要となります。金額についてはお店に直接お問い合わせください。

②処分のみの場合

・購入した販売店がわかる場合

購入した販売店で引き取り依頼をする。(販売店には、引取り義務があります。)

金額についてはお店に直接お問い合わせください。

・購入した販売店がわからない場合

以下の小売業者協力店にて引き取っていただけます。金額については、お店に直接お問い合わせください。

株式会社ヤマダ電機テックランド上峰店
三養基郡上峰町大字坊所1560番地
☎0952-37-7768

・リサイクル券を購入し、自分で指定引取り場所へ搬入する場合

次の手順で手続きをお願いします。

(1) 製造メーカー、サイズを確認した上、郵便局でリサイクル券を購入します。

(2) 指定取引場所に「家電リサイクル券」と「廃家電」を持って、直接搬入します。

| 事業所名 | 住所 | 電話番号 |
|---------------------|--------------------|--------------|
| 九州メタル産業(株) 鳥栖営業所 | 鳥栖市永吉町 土取573-1 | 0942-87-1011 |
| 九州産交運輸(株) 佐賀センター | 佐賀市鍋島町 大字八戸3152 | 0952-40-0077 |

※リサイクル料金については、下記ホームページにてご確認ください。

家電リサイクル券センター

<http://www.rkc.aeha.or.jp>

(以下は広告スペースです)

有限会社 環境開発センター TEL 0952-52-2729

営業品目 ● 事業所の廃棄物処理 ● 飲食店等のグリストラップ清掃 ● 有機肥料の製造・販売

本社 佐賀県神埼市神埼町志波屋1738-1 E-mail: kankyo@umwelt.co.jp

(社)日本下水道管路管理業協会会員 環整工業 有限会社 TEL 0952-52-2718

営業品目 ● 住宅・店舗の排水管の詰り除去 ● 各種排水管の高圧洗浄・薬品洗浄 ● 小水路・側溝・ため池の浚渫作業

本社 佐賀県神埼市神埼町志波屋1738-1 E-mail: kansei@umwelt.co.jp



② し尿処理

し尿収集手数料 1リットルあたり12.31円
許可業者については、住民課へお問い合わせください。

上水道・下水道

問 建設事業課 上下水道係
☎37-0348 FAX53-1106

③ 上水道

上水道に関することなどは、下記までお問い合わせください。

佐賀東部水道企業団 営業課
〒849-0914 佐賀県佐賀市兵庫町西淵1960-4
☎0952-30-6212

④ 簡易水道

町内では永山地区及び田手村・田手宿地区に簡易水道が整備されています。

永山地区簡易水道 簡易水道料金表(1ヶ月)

| 基本料金及び超過料金 | 用途別一般用 | 用途別臨時用 |
|--------------|--------|--------|
| 基本料金15立法メートル | 2,310円 | 4,400円 |
| 超過料金1立法メートル | 275円 | 440円 |

⑤ 下水道に関する届出

次の場合は、速やかに建設事業課上下水道係、または住民課住民係へ届け出てください。

- ・下水道の使用を始めたとき
- ・下水道の使用を止めたいとき
- ・下水道の使用人数に変更があるとき
- ・下水道の使用者の名義が変わるとき

⑥ 公共下水道・農業集落排水

吉野ヶ里町の生活排水処理計画では、健全で快適な生活環境を目指し、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業の3事業での経済的比較検討を行い、効率的な整備に努めています。

⑦ 下水道使用料とは

皆さんの家庭から出る汚水は、下水処理場で処理され川や海に放流されます。これにかかる処理費用や、処理場建設時に国から借り入れた資金を返す財源の一部として、皆さんに負担していただくのが下水道使用料です。使用料は、公共下水道事業・農業集落排水事業ともに、平成23年度より統一された料金となっています。料金については建設事業課上下水道係までお問い合わせください。

⑧ 下水道使用料の免除について

下水道使用料は、住民登録の人員数により料金の算定を行っておりますが、住民登録をされていても、実際は別の場所で生活されている方を対象に下水道使用料の免除を行っております。ただし、免除を受けるためには必要書類を添付の上、申請を行う必要があります。

・申請方法

建設事業課または住民課住民係(両庁舎可)へ免除申請書の提出をしてください。(書類は建設事業課及び住民課住民係に用意しています。)

・必要な添付書類

<就学、就業の場合>

学生証、在学証明書、就業証明書、住居の賃貸契約書、光熱水費の領収書等の写し

<入院、入所の場合>

入院、入所施設の証明書、入院費や入所費用の領収書の写し

<その他>

建設事業課上下水道係まで問い合わせをお願いします。

・免除期間

免除期間は年度単位で最長でも年度末(3月分)までとなりますので、4月分以降は、再度申請が必要になります。前年度に引き続き、免除を希望される場合も、免除申請書を提出してください。提出がない場合は免除が解除され、住民登録の人員で使用料を徴収させていただきます。免除者が戻られた場合は速やかにご連絡ください。

ペット・動物

問 住民課 環境衛生係
☎37-0335 FAX52-6189

⑨ 犬を飼うときは…

●犬の登録と狂犬病予防注射

生後3ヶ月以上を経過した犬には、生涯1回の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務づけられています。

犬の登録により、3月下旬ごろに町から「集団注射のお知らせ」の通知が届きます。

集団注射以外に個別に予防注射を受ける場合は、動物病院へお問い合わせください。

■届け出について

次の場合は、役場の住民課へ届出をしてください。

- ・犬を飼ったとき
- ・犬が死亡したとき

(以下は広告スペースです)



みやき動物病院
Miyaki Animal Clinic

| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝 |
|------|------------------------------|---|---|---|---|---|---|------|
| 午前 | ◎9:00~12:00 | ◎ | ◎ | ◎ | / | ◎ | ◎ | 隔週 / |
| 午後 | ◎15:30~18:30 ◎15:30~18:00 | ◎ | ◎ | ◎ | / | ◎ | ◎ | 隔週 / |

※12:00~15:30は、検査および手術時間です
【休診日】毎週木曜日、隔週日曜日、祝日
学会・セミナーの参加日

☆HPよりweb予約できます(前日まで)
tel.0942-94-2566
みやき町原古賀215-1
三養基高校そば(国道34号線沿い)





- ・犬の飼い主が変わったとき
- ・犬が飼えなくなったとき
- ・犬に居所の異動があったとき
- ・登録鑑札をなくしたとき
- ・予防注射を受けたとき
- ・予防注射済票をなくしたとき

👉 犬の糞や放し飼いに気をつけてください

犬を散歩させるときは、手綱をしっかりと持ち、糞はきちんと後始末をしましょう。また、放し飼いは非常に危険ですので、いつもつないで飼いましょう。

👉 ペットが行方不明になったら！

まず、保健福祉事務所(☎30-1906)、役場住民課環境衛生係(☎37-0335)にご連絡ください。保護されている場合があります。

和の杜(なごみのもり)

問 住民課 環境衛生係

☎37-0335

神崎市役所 政策推進室 政策推進係

☎0952-37-0153

神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合

☎0952-97-7530

『和の杜』は神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合で運営している葬祭場です。

👉 使用料金について

| 区分 | 種別 | 単位 | 使用料 | |
|-----|-------------|----|------------------------|------------------------|
| | | | 神崎市内、 吉野ヶ里 町内居住者 | 神崎市外、 吉野ヶ里 町外居住者 |
| 火葬炉 | 大人遺体 | 1体 | 10,000円 | 70,000円 |
| | 小人(小学生以下)遺体 | 1体 | 4,000円 | 40,000円 |
| | 死産児 | 1体 | 3,000円 | 30,000円 |
| | 改葬遺骨 | 1件 | 3,000円 | 30,000円 |
| | 身体の一部 | 1件 | 3,000円 | 30,000円 |
| | 胞衣および産褥物等 | 1件 | 3,000円 | 30,000円 |
| 待合室 | 3時間以内 | 1室 | 無料 | 5,000円 |

👉 改葬手続きについて

問 住民課 環境衛生係 ☎37-0335

改葬とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことです。吉野ヶ里町内のお墓や納骨堂に納められている遺骨を他の場所に移す場合には、町長の許可を受ける必要があります。他の市町村に移す場合だけでなく、町内での移動の場合も同様です。

雇用・就業

👉 吉野ヶ里町地域人材バンク

問 社会教育課 社会教育係

☎37-0341 FAX52-2521

吉野ヶ里町地域人材バンクとは、今まで職業・趣味・生活などで身につけた知識や技術を、社会に還元したいという希望を持った方々に登録していただき、町民の文化活動や体育・スポーツ活動等、様々な生涯学習の場で指導者として活躍いただくための制度です。

「わたし、こんなことができる、こんな手助けができる!」と思われた方は、ぜひ登録申請をお願いします。個人・団体どちらでも登録できます。あなたのご参加をお待ちしております。

登録申請できる方

登録申請については、特定の資格などの条件はありません。講師・指導者として町民の求めに応じて学習活動等にご援助していただける方を募集します。ただし、営利・宗教・政治を目的とした行為やそれらに結びつく活動はできません。

道路・河川

問 建設事業課 管理係

☎37-0348 FAX53-1106

👉 道路・河川の境界

道路・河川に接する土地を登記事務などで測量する場合、または境界付近を造成・掘削する場合は、土地の境界確認が必要になることがあります。

境界確認をしたいときは、道路・河川の管理者へ届け出てください。

👉 道路・河川の占用

管類等の埋設や通行橋の設置、看板、建設足場など、やむを得ず道路や水路を占用するときは、許可が必要となります。下記へ申請手続きをお願いします。

町道・準用河川・法定外公共物(里道・水路)に通行路(橋)・配水管・看板広告物、建設用足場等を設置する場合

東脊振庁舎 建設事業課 ☎37-0348

国道385号・県道、一級河川に通行路(橋)・配水管・看板広告物、建設用足場等を設置する場合

東部土木事務所 管理課 ☎0942-81-3414

国道34号に配水管・看板広告物、建設用足場等を設置する場合

佐賀国道事務所鳥栖維持出張所 管理課 ☎0942-83-2505



都市計画・まちづくり

騒音、振動に関する届け出について

問 住民課 環境衛生係

☎37-0335 FAX52-6189

工場・事業場や建設工事に伴って発生する騒音や振動については、生活環境を保全し、周辺住民の健康を保護するために、法律(騒音規制法・振動規制法)や条例(佐賀県環境の保全と創造に関する条例)で規制が行われています。規制の対象となる地域(指定地域)内で規制対象となる機械(特定施設)を設置するときや、対象となる工事(特定建設作業)を行うときは、町へ届け出ることとともに、規制基準を遵守することが義務付けられています。

住まい・交通

町営住宅

問 建設事業課 管理係

☎37-0348 FAX53-1106

町内には、町営住宅(目達原西団地、目達原東団地、萩原団地、立野団地、上豆田団地、川原団地、中の原団地)がありますが、入居条件等がありますので詳細については、東脊振庁舎 建設事業課(管理係 住宅担当)までお問い合わせください。

入居資格

- ・現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ・法で定められた収入基準に該当すること。
- ・町内に居住し、あるいは勤務先が町内であって、現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- ・町民税等を完納していること。
- ・暴力団対策法に規定する暴力団員ではないこと。

コミュニティバス

問 財政協働課 広報・協働係

☎37-0331 FAX52-6189

運行日

平日のみ(月曜日から金曜日)
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は運休します。
このほか災害や気象状況などにより、やむを得ず運休する場合があります。

運行路線

- ・循環線(1日5便)
きらら館から出発し、吉野ヶ里公園駅、三田川庁舎、東目達原バス停など、18箇所を経由し、きらら館へと戻る循環路型のコース
- ・通勤通学線(朝・夕のみ)
永山方面 田中方面 目達原方面

運賃

100円(1人1乗車) 町外の方も利用できます(同料金)
運賃は、降車時にお支払をお願いします。車内で両替はできません。乗車前に100円を準備してご乗車ください。就学前の子どもは無料です

運賃免除証

コミュニティバス運賃が免除されます(必ず申請が必要です)。運賃免除証の交付を受けることができる方は…

- ・町内の小学生と中学生
- ・町内の障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方とその付添人1人
- ・運賃免除証の交付を希望される場合は、三田川庁舎の財政協働課または東脊振庁舎の住民課で、印鑑・各種手帳を持参のうえ申請してください。
- ・小学生の場合は、保護者が申請をお願いします。
- ・運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方

デマンドタクシー

問 財政協働課 広報・協働係

☎37-0331 FAX52-6189

利用したい日時を、電話でご予約いただくと、複数の利用者を使い合い方式のタクシーが送迎する交通システムです。
自宅から乗ることが出来て、吉野ヶ里町内の目的地【指定された施設(病院、商業施設、金融機関、駅、公共施設等)】まで行くことができます。
予約が1人の場合でも運行しますが、予約がないときは運行しません。デマンドタクシーを利用するには事前に利用登録をしていただく必要があります。

運行日

平日のみ(月曜日から金曜日)
1日9便運行(午前8時から午後4時まで、1時間毎に運行)
利用予約がないときは運行しません。
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は運休します。
このほか災害や気象状況などにより、やむを得ず運休する場合があります。

料金

運賃:300円(1人1乗車) 町外の方は利用できません。
運賃は、降車時にお支払をお願いします。就学前の子どもは無料です(保護者同伴の場合に限ります)。
障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている人とその付添人1人は半額となります。
運転免許証の自主返納者は半額となります。
乗車時、または、利用登録時に、障がい者手帳、療育手帳等、もしくは運転経歴証明書の写しを提出された場合に限ります。
※「自宅」及び「指定施設」以外での乗降は出来ませんのでご注意ください。

空き家

空家バンク制度について

問 まち未来課 まちづくり推進係

☎37-0332 FAX52-6189

空家バンク制度とは、町内にある空家の売却・賃貸を希望する所有者に物件の情報を登録していただき、空家を購入・賃借したいと考える利用希望者に対し、その情報を発信する制度です。

空家バンク登録者・利用者向け補助金

空家バンクを通して空家を売買・賃貸借する方に向けて空家の管理費や購入費、改修費などを助成し、空家の減少や定住の促進につなげるため、「吉野ヶ里町空家流通促進事業補助金」を設けています。

➡ 空家になる前に考えましょう。

親が亡くなった、施設に入った、転勤になった等であなたも空家の所有者になるかもしれません。家屋は居住者がいなくなると、すぐに劣化しはじめるため、早めの対応が重要です。

空家になる前に建物や土地の登記の確認や建物を誰に引き継ぐのか、誰が管理するのか、遺言書の作成、家財道具や仏壇・神棚などの処分方法、必要に応じて弁護士、司法書士、税理士等の専門家に相談し手続きを確認するなど、準備をしておくことで早めの対応が可能になり、空家解消につながります。

空家になることが目前に迫ってからでは対応が遅くなります。建物などの不動産も含めた相続に関して、ぜひ一度家族で話し合ってみましょう。

➡ 空家の所有者になったら。

空家のリスクを避けるためや、今後の活用の為にも定期的に適切な管理をしましょう。

ご自身で住む予定が無い場合は売却や賃貸、解体して土地を活かす等の活用も検討しましょう。

※空家のリスクとは…空家を放置することにより、建物の劣化、犯罪（不審者の侵入、ごみ投棄、放火）、瓦や窓の飛散、景観の悪化、庭木の繁茂等のリスクが大きくなります。もしこういったことが原因で周囲の家屋や通行人等に被害を及ぼした場合その建物の所有者・管理者・占有者は、損害賠償などの管理責任を問われる場合もあります。

➡ 定期的な管理項目(月1回程度)

- 建物の点検
 - ・雨漏りの有無
 - ・建物の傷み
 - ・設備の傷み
- 外の管理
 - ・郵便物の整理…ポスト、玄関への郵便物、配布物の整理
 - ・敷地内の清掃…落ち葉やごみの掃除
 - ・草取り、庭木の剪定…除草、庭木の剪定、消毒
- 室内の管理
 - ・通気・換気(60分程度)…窓、押入れの開放、換気扇の運転
- 通水(3分程度)…排水口に水を流す(防臭、防虫のため)
- 清掃…室内の簡単な清掃、家財整理



参考:「どうしよう!うちが空家家に!」佐賀県発行

農業・産業

☎ 産業振興課 農地係
☎37-0353 FAX53-1106

➡ 農地に関する法律と手続き

農地を農地として耕作目的で売買又は貸し借りする場合、あるいは農地以外の用途に転用する場合は、自分の農地であっても、農地法の許可が必要です。

➡ 『空家』と一緒に農地を『売りたい方』・『貸したい方』

☎ 産業振興課 農地係(農業委員会)
☎37-0353

吉野ヶ里町農業委員会では、令和元年9月1日から「吉野ヶ里町空家バンクに登録された空家に付随した農地」を空家とともに取得する場合で、一定の条件を満たす場合に限り、農地法第3条による下限面積(別段面積)要件を1平方メートルまで引き下げました。売買や賃借が難しい空家に付随した農地について、下限面積を引き下げることで、定住促進にも寄与し、遊休農地解消につながることを目的としています。

➡ 農地利用状況調査(農地パトロール)の実施

☎ 産業振興課 農地係
☎37-0353 FAX53-1106

吉野ヶ里町農業委員会では、「地域の農地利用の確認」「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」「違反転用発生防止・早期発見」等を目的として、毎年町内全域で利用状況調査を実施します。(農地法第30条)

調査にあたり、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地内に立ち入ることがありますのでご理解とご協力をお願いします。

また、自己保全管理地はあらかじめ遊休農地と間違わないように適切な管理にご協力ください。

➡ 農地の利用意向調査

農地利用状況調査後の結果を元に、利用されていない農地の所有者へ、今後の利用の意向確認や農地中間管理機構との協議などの案内を行い、農地の再生・活用推進を図る目的で調査書を発送いたします。

「農地の利用意向調査について」の調査書が送付された際は、書類に漏れなく記入・押印の上、提出及び返送いただきますようお願いいたします。

➡ 人・農地プランについて

☎ 産業振興課 農林振興係
☎37-0347 FAX53-1106

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

平成24年度から国(農林水産省)が事業をスタートさせた「人・農地プラン」は、地域の高齢化や農業の後継者不足が心配される中で、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づきとりまとめるプラン(計画)です。

地域の農業の担い手(農地の引き受け手)を「地域の中心となる経営体」と呼び、農地の集積計画や利用図を作成し、地域における人と農地の問題を解決するための“未来の設計図”を描いていきます。